

議案第 6 5 号

狭山市スポーツ振興審議会条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(狭山市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第 1 条 狭山市スポーツ振興審議会条例 (昭和 4 5 年条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市スポーツ推進審議会条例

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法 (平成 2 3 年法律第 7 8 号。以下「法」という。) 第 3 1 条の規定に基づき、狭山市スポーツ推進審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

第 2 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツの団体の代表者
- (4) 公募により選出された市民

第 3 条第 1 項中「第 4 条第 4 項及び第 2 3 条」を「第 3 5 条」に改め、同項第 7 号中「スポーツ振興」を「スポーツの推進」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法第 1 0 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

第 3 条第 2 項中「振興」を「推進」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 3 1 年条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興審議会委員の項中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改め、同表体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の狭山市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第 1 条の規定により置かれた狭山市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第 1 条の規定による改正後の狭山市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により狭山市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 5 条第 2 項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第 5 条第 2 項の規定により選任された会長又は副会長である者とみなす。

平成 23 年 11 月 28 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が施行されたことに伴い、所要の改正をするとともに、スポーツ推進審議会委員の構成について定めたいので、この案を提出するものである。